

第11回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第11回定例会 平成30年2月28日

開会 14時 閉会 16時16分

出席委員 (22名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	13	小山肇治
	2	白倉令子	14	依田隆喜
	3	小川高史	15	小林健治
	5	小山睦夫	16	青木二巳
	6	片十郎	17	小林勝元
	7	成山喜枝	18	清水洋
	8	齊藤敏彦	推進	花岡幹夫
	10	柳澤多久夫	推進	荻原薫
	11	荒木稔幸	推進	佐藤富士夫
	12	渡邊幹夫	推進	竹内芳男
			推進	渡邊重昭

欠席委員(1名) 16 青木二巳

議事録署名委員 6 片十郎 7 成山喜枝

出席職員 (4名)	農業委員会事務局	
	事務局長	金井 泉
	事務局次長	織田 秀雄
	事務局	滝澤友一郎
	事務局	田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について
第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 本庁舎2階 全員協議会室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第11回農業委員会定例総会を開催します。本日は青木委員が欠席ですので、22名の出席委員でご審議をお願いします。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。明日から3月です。厳しかった冬もいよいよ終わりに近づいているようで、春の日差しも感じられるようになってきました。天気予報では今晚また天気が崩れ、春の嵐が吹き荒れるようです。何事も程々がよろしいと思います。農業委員各位におかれましては、何かとお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。先日は〇〇におきまして、営農型太陽光発電の説明会がありました。委員の皆さんにもお集まりいただき、ありがとうございました。その後、有志の皆さんで現地視察をしまして、場所等も含め大分ご理解いただいたと思います。本日は関係される方が傍聴に来ておられますが、いつも通りの慎重審議をお願いします。

それでは議事に入ります。本日の議事録署名委員の指名についてですが、6番の片委員と7番の成山委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1の1から番号9の2までと、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1から番号9までの案件は関連性が高いため、まずこの案件についてご審議していただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは説明します。

譲渡人は〇〇名居ります。それぞれ〇〇と使用貸借権設定を、〇〇と区分地上権設定をするという申請です。耕作する作物はユウカリを予定しています。これは花卉栽培の専門家や取引先の市場の方の指導の下、申請地に永年性作物であるユウカリを作付けしたいという申請です。農業用機械は、地元の機械利用組合にも作業委託を行なうという事で、問題ないと判断しました。また、営農従事責任者として現地に在住の農業経験者を雇用し、地権者や地元の希望者を募って耕作していきたいとの事ですので、営農従事者の確保については問題ないと判断しました。〇〇は農地所有適格法人ではありませんが、解除条件付貸借の要件は満たしています。面積については、〇〇を含めて約〇〇haになるので、下限面積も満たしています。周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障が生じる恐れはないと判断しています。以上の事から、農地法第3条第2項に基づく許可基準を満たしています。地上権については、営農条件に支障がない高さで支柱を建てる事が計画されており、地権者の同意も得られているため、許可条件を満たしていると判断しました。

5条の転用については、支柱の部分のみの面積で、3年間の一時転用申請です。まずパネルの下で作付けする地域の単収についてです。ユーカリはこの辺ではあまり馴染みがない作物なので、比較する資料が特にはありません。そのため、花卉の専門家による試算を根拠に試算を出しました。その中で収穫量に関しては、4年後の本数は目標の8割を割ってしまう状況ですが、収穫量の総売上については、8割をクリアできるとの事です。また、パネルの支柱の部分については、基礎の立面図で確認すると、地下に深く埋める構造となっており、撤去も容易であると判断しています。農地面積が約〇〇haという計画の中で、転用面積は支柱部分の面積のみなので、最小限といえます。それから支柱の高さは3m取ってあります。これは大型のトラクターの高さが2.6mなので、これについても特に問題ないと思います。最後に、農業用の排水施設の機能等に支障がないようにという事で、地元の土地改良区と正式に協議をされているという事で、これについても特に問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の渡邊重昭委員に説明をお願いします。

渡邊委員

この案件は3年ほど前から、〇〇地域にソーラーができるという話がありました。今回はその当時よりかなり縮小されて、営農型という形で申請されています。場所の説明をします。地図の1ページをご覧ください。右下の方に建物がありますが、〇〇です。その脇の道路を右に行くと、県道東部望月線の〇〇の信号があります。反対に左に行った道路の上に申請地があります。等高線を見ると、かなり傾斜のある山です。山の頂上にあると考えて良いと思います。この地帯は田園風景が広がっていますが、その場所の一部です。第1種農地となっているため、営農型発電という形を取り、今回の申請が出される事になりました。地図の営農型3とある申請地だけは田起こしをした状態になっていますが、ほかの〇〇筆に関しては全て荒廃地です。営農型においてユーカリを栽培する事は、あまり馴染みのない作物ですが、〇〇の〇〇さんが「〇〇におけるソーラーシェアリングによる耕作放棄地の利用」について研究した結果、ユーカリが良いのではないかという話がありました。そして、〇〇に全面的にユーカリを買い上げてもらうという、〇〇との契約があります。〇〇という会社は、〇〇と〇〇と〇〇が、営農をするために設立した会社です。資本金は各〇〇円ずつ出資して、〇〇円です。地域との関わりという点では、申請地の周りでも耕作されている方がたくさん居るので、道路整備や草刈り等は参加するという事です。皆さんでご審議して頂き、分かる範囲で質問に答えたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。この案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小山睦夫委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員 大規模な太陽光発電ですが、地元では反対意見はなかったのですか。

渡邊委員 反対意見が無いわけではありませんが、申請地の〇〇%以上が荒廃地です。この農地を20年間耕作してもらえる事に関しては、地元はやっても良かった方が良くという意見が大多数です。

小山委員 申請地の方はそういう意見のようですが、地元のほかの方の意見はどのようなのでしょうか。

渡邊委員 地元の人達も同じ意見です。それから、申請地の谷側で耕作している人が私の担当地区の人ですが、その方が排水などの問題を一番心配していました。これから色々な問題が出てきた時のためにも、対策委員会を立ち上げて、〇〇や〇〇と対等に話し合いが持てるようにしてほしいという意見がありました。申請地は整地してみないと、どのような地形になっているか分からない点があります。まず、申請地を整地してから、排水を考えていく事になっています。以上です。

議長 ほかにありませんか。

(小林勝元委員挙手)

小林委員どうぞ。

小林委員 営農型太陽光発電施設は、最低でも2m以上の高さでパネルを設置するという事になっていますが、場所も海拔が高い場所に設置して、台風のような強風が吹いた時に、どのくらい耐えられるかデータはありますか。

渡邊委員 直径300～400mm、深さ1mのコンクリートの土台の上に3mの支柱が建っています。現在の状況は、申請地を盛んに造成しながら、試験的に支柱を建てパネルを載せています。様子を見ながら今後の設置方法を検討するという事になっています。

小林委員 わかりました。

議長 ほかにございますか。

(小山睦夫委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員 ○○ができる前に、○○で発電の枠を確保しており、営農は後付けと強く感じました。事務局に確認します。ユーカリの栽培を3年ごと更新するという事ですが、その時にどの位の収穫量を基準として更新の判断をするのか、事務局では決めてあるのでしょうか。そこが今回の営農で一番大事なところだと思います。

事務局 営農型は最近始まった仕組みです。単収で2割という話が良くありますが、ユーカリについても知見者の○○さんのご意見を聞きながら、今回の計画がされています。単収だけを捉えて判断するものではありません。しかも許可については許可権限者が持っているので、全体的な営農の状況を見る事になります。今回ユーカリを植えてすぐ収穫ができる物ではありません。4年後、5年後の収穫を見込んで判断していく物です。3年後の8割だけを捉えて、許可を出さないという事ではありません。したがって営農をされているという事が第一条件で、たとえば営農をしなくなり荒廃してしまったという場合は、当然許可権限者である知事から、何らかの処置が出ると思います。ですので、8割以上という事だけではなく、全体の営農の状況を見ながら、営農継続については新たに許可権限者が判断する事と捉えております。

小山委員 では、ユーカリが植えてあり、雑草も刈ってあれば良いということですか。

事務局 計画では○○に販売経路が出ています。その中で8割という数字ばかりが前面に出ていますが、たとえば79%だから許可できないという事ではありません。

小山委員 単収も考慮するという事も言っていただきたいと思います。

事務局 単収などのデータは当然提出する事になります。

渡邊委員 平成○○年○○月の第○○回総会の中で、○○の方が営農型を申請していて、決議されています。その方も毎年東御市へ報告しています。そろそろ3年になりますが、去年の数量が目標の○○%ぐらいと聞いています。だからと言って営農型をやめる事はありません。参考にご紹介しました。

議長

ありがとうございました。ほかにご質問はありますか。現場視察をした方の感想などありましたら出してください。

大変大きなプロジェクトで、〇〇haのうち、東御市側の面積は〇〇haと小さいわけですが、〇〇に付いて行くのではなく、東御市は東御市の考えで進めてもらいたいと思います。非常に荒廢地化している農地なので、農業委員の立場として考えれば、農地を守るという大きな前提がありますが、荒廢地化してしまった所は有効活用していかなければいけないと思います。そういったことを踏まえ、もう一度皆さんにお伺いします。特にご質問、ご意見等ございませんか。

(清水洋委員挙手)

清水委員どうぞ。

清水委員

農業委員になってから太陽光発電の案件がいくつもありましたが、今回の案件は23年間という期限があります。期限が切れた時にどうなるのでしょうか。面積が大きくなるほど撤去費用も多額になっていくと思いますが。

事務局

原状回復については23年の契約等の中で、〇〇が原状回復して変換する事になっています。これは地権者の皆さんと契約がなされています。

清水委員

23年後の更新はないのですか。

事務局

今の契約の中ではないです。それからこの案件は3年間の一時転用ですので、地目も農地のままです。契約が終了した後は農地として耕作する事になります。

渡邊委員

1年ごとに報告をして、3年経ったところで営農を見直すという事ですので、毎年の報告義務があります。

議長

ほかにご意見、ご質問等なければ裁決に入ります。慎重審議いただきありがとうございました。農地法第3条第1項の許可申請については許可する事として、農地法第5条第1項の許可申請については許可相当とする事をおはかりしたいと思います。本案件について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての番

号10から、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは3条の番号10から説明します。地図は8ページです。申請人の関係は親子です。譲渡人は高齢で、生前一括贈与をしたいという申請です。下限面積も満たしているので特に問題ないと判断しました。

続いて番号11です。こちらも生前一括贈与の申請です。父から娘への名義変更です。申請地〇〇㎡ほどの一括贈与になりますので、下限面積を満たしており問題ないと判断しました。

次に番号12です。こちらはもともと譲受人と譲渡人の間で利用権設定をして貸し借りをしていました。それをこの度正式に3条で譲り渡したいという申請です。これまでと同様に耕作を行なうという事で、問題ないと判断しました。

続いて番号13です。地図をご覧ください。〇〇㎡ほどの面積です。申請地のすぐ南に譲受人の田があります。その田への進入路として買いたいという申請です。下限面積も満たしていますし、譲受人に譲り渡した方が、利便性が高いと思われるので、問題ないと判断しました。

番号14です。こちらは先月取り下げの案件です。先月の申請では、譲受人の名前が〇〇さんのお父さんの名前になっていましたが、今回は息子さんの名前を買いたいという申請になっています。譲受人はお父さんと息子さんで〇〇の栽培をしています。下限面積も満たしているので、問題ないと判断しました。

最後に番号15です。申請地は〇〇です。譲受人は、奥さんと雇用者2人と一緒に耕作したいという事で申請が出ています。下限面積も満たしているので、特に問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは委員の説明に入ります。番号10の案件について、渡邊幹夫委員に説明をお願いします。

渡邊委員

それでは説明します。申請人の関係は親子です。父親は〇〇歳という事もあり、家族の意向で丈夫な内に全て譲り渡す方向で話が進みました。生前贈与という事で、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号11の案件について、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

この案件も先ほどと同じく、父親から娘さんへの生前贈与です。お父さんは〇〇歳で、まだ農業もできる方ですが、耕作するのが困難になってきているという事で、〇〇歳の娘さんに一括贈与する事にしました。面積は合わせて〇〇㎡と大きく農業をされています。娘さんと譲渡人の奥さんで農業を継続していくという事です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号12の案件について、渡邊幹夫委員より説明をお願いします。

渡邊委員

それではお願いします。本来なら青木委員の案件ですが、欠席なので代わりに説明します。地図は9ページをご覧ください。この〇〇筆の農地を含め、道を挟んだ宅地と共に〇〇さんという方の土地でした。その方が平成〇〇年にお亡くなりになり、息子さんが全て相続しました。その後息子さんが〇〇事故で亡くなりました。母親には殆ど相続がされないまま、奥さんが相続しました。しかし奥さんは〇〇の実家に帰ってしまい、全て〇〇の〇〇さんに売ってしまいました。今回、地元の〇〇さんが持ち主の〇〇さんから買い取る事になり、申請となりました。〇〇さんは〇〇出身で、こちらで農業法人に勤めています。今回、宅地も含め農地を買い取って頂いたと、地元では喜んでいきます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号13の案件について、小山睦夫委員より説明をお願いします。

小山委員 地図は10ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇方面へ向かって、旧道を〇〇メートルほど上った所です。譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さんです。譲受人の〇〇さんは農地に入る道が無く、農機具を入れるのに困っていました。今までは隣の農地を借りて農機具を入れていたそうです。道路沿いの小さな農地ですが、今回譲り受けることで農機具の出し入れに便利になります。特に問題ないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号14の案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員 それではお願いします。地図の11ページをご覧ください。東御孺恋線の〇〇地区に〇〇があります。そこから東に〇〇メートルほど行った所が申請地です。現在譲受人の〇〇さんは譲渡人の〇〇さんから賃貸借で農地を借り、ミニトマトのハウス栽培をしています。今回、父親と〇〇さんの利用権を合意解約し、取得してこれまで通りミニトマトの栽培をするという事です。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号14の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。
特にないようですので裁決に入ります。番号14の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号15の案件について、同じく小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員 引き続きお願いします。場所は地図の12ページをご覧ください。中ほどに〇〇があります。そこから北に〇〇メートルほど行った所が申請地です。譲受人の〇〇さんは会社を営しながら農業をしており、トラクターのほか、田植え機やバインダー、そのほか一通りの農業機械を揃えており、規模拡大をしたいという事で、自宅から〇〇メートルの所にある申請地を

購入する事にしました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号15の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようです。裁決に入ります。番号15の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。番号1は取り下げになりました。

次に番号2です。こちらは住宅敷地の申請です。申請人は現在アパート暮らしをしておりますが、手狭になったので住宅を建築したいという申請です。場所は第1種住居地域で都市計画の用途指定もあり、道も接道がとれているという事なので、特に問題はないと判断しました。2号議案については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号2の案件について、山崎委員に説明をお願いします。

山崎委員

お願いします。地図は15ページ、16ページをご覧ください。左の縦道は〇〇から〇〇へ行く道です。その途中に〇〇があり、そこから東へ〇〇メートルほど入った場所が申請地です。〇〇からは南西に〇〇メートルほど下った所です。アパート暮らしをしていましたが、ご自分の所有の農地へ住宅を建てたいという事です。申請地を見て来ましたが、今は雑草が生えているので、宅地になれば近隣のためにも良いのではないかと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号10から事務局より説明をお願いします。

事務局

5条の番号10について説明します。地図は17ページ、18ページです。申請事由は一般住宅敷地です。申請人の関係は孫と祖父です。祖父の農地を分筆して、孫が使用貸借で家を建てるという申請です。場所は第2種住居地域で3種農地なので、問題ないと判断しました。

次に番号11です。申請事由は農産物加工施設敷地です。ワイナリーを建設する申請です。譲受人は認定農業者の〇〇さんが設立した、〇〇という会社です。譲渡人は〇〇に移住していて耕作ができないので、〇〇さんに譲り渡す事で話がまとまりました。場所は住宅地の中で集落接続になるので、問題ないと判断しました。

続いて番号12です。申請事由は太陽光発電敷地です。地図の21ページをご覧ください。申請地の上に工場のような建物がありますが、今はありません。申請地周辺は2年ほど前にすでに太陽光発電の許可が下りていて、設置もされています。その時にこの申請地だけ農地として残っていましたが、このたび譲渡人との話がまとまり申請に至りました。農地区分上は2種農地ですので、問題ないと判断しました。

番号13です。申請事由は一般住宅敷地です。場所は〇〇です。1種農地ですが、すぐ隣に住宅が建っているので集落接続に該当し、問題ないと判断しました。

続いて番号14です。この案件は先日建売住宅敷地で、5条許可を得ている〇〇の土地です。建売で許可を得たのですが、通路が狭いという事で、南側の畑を分筆して宅地延長で転用したいという申請です。1種農地ですが、既存施設の拡張という事で許可相当となり、問題ないと判断しました。

最後は番号15です。譲受人の〇〇による、〇〇棟分の建売住宅敷地の申請です。建売の案件はよくあるので話を聞くと、よく売れているという事で、問題ないと思われれます。場所も〇〇と〇〇から500メートル以内にあり、2種類以上の配管が埋設されている道路の沿線という事で、3種農地に該当します。特に問題ないと判断しました。5条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号10の案件について、小川委員に説明をお願いします。

小川委員

よろしく申し上げます。地図の17ページ、18ページをご覧ください。申請地は国道18号線の、〇〇へ入る〇〇の信号から〇〇メートルほど入った道沿いにあります。申請人の関係は祖父と孫です。現在アパート住まいの譲受人が、住宅建設の土地を探していたところ、子供の学校へも近い祖父の土地を使ってはどうかという事で、話がまとまりました。建設に際して雨水は地下浸透とし、コンクリート様式による土止めをするなど、周

辺農地に影響を及ぼさないよう対策を行なうという事です。周辺農家への説明もされており、特に問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号10の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号10の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号11の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

昨年〇〇月の総会で認定農業者としてご審議いただいた、〇〇代表〇〇さんが、ワイナリーを〇〇の北側に建設する事になりました。〇〇年の賃借権で更新していきたいという事です。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号11の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(小川委員挙手)

小川委員どうぞ。

小川委員

ワイナリーを建設されるという事ですが、賃借権設定で〇〇年という期間ですが、建物を建てるに際して永年ではなく、〇〇年にした事情をお聞かせください。

事務局

こういう案件では買い取るというケースが多いのですが、はっきりとした事は分かりませんでした。ただ地権者との間での話し合いの上、〇〇年という期間での賃借権になり、農地法上も問題ありません。〇〇さんには、農転が許可されると地目も変わってしまうとは言いました。

議長

ほかにございますか。ないようですので裁決に入ります。番号11の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号12の案件について、白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

地図の21ページ、22ページをご覧ください。場所は〇〇集落の西側

です。北へ少し行くと〇〇になります。この場所は昨年の〇〇月頃に〇〇がやはり太陽光発電敷地として申請し、現在太陽光発電を行なっている場所です。その時は譲渡人の〇〇さんは、まだ畑を耕作するつもりで売っていませんでした。しかしご自分も勤めていて耕作も思うようにいかず、今回売り渡す事にしました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号12の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号12の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号13の案件について、同じく白倉委員より説明をお願いします。

白倉委員

地図は23ページ、24ページをご覧ください。場所は〇〇の北側です。〇〇と〇〇の間を北へ〇〇～〇〇メートル行った所に申請地があります。譲受人の〇〇さんは現在奥さんと子供さんと借家住まいをしています。手狭になり、今回申請地に住宅を建設する事になりました。家は平屋建てで、周りの農地への日照は問題ないと思います。雑排水は合併浄化槽を設置するという事です。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号13の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号13の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号14の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

お願いします。地図の25ページ、26ページをご覧ください。昨年の〇〇月に申請した〇〇の、〇〇による建売住宅敷地の案件がありましたが、今回はその案件の敷地延長です。〇〇㎡とわずかですが、敷地に入っていく通路を確保したいという事です。特に問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号14の案件に

つきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号14の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号15の案件について、柳澤委員より説明をお願いします。

柳澤委員

よろしくお願いします。地図の27ページ、28ページをご覧ください。場所は菅平旧有料道路沿いの東側です。近くには〇〇、〇〇があり、もう少し行くと〇〇があります。住宅街からは少し外れた場所ですが、集落の中にあります。〇〇の代表である〇〇さんは、〇〇にお住まいの地元の方です。以前からこの場所に建売住宅を建てたいと〇〇さんをお願いをしていましたが、今回話がまとまり申請に至りました。申請地の右隣に畑がありますが、面積も狭く進入路ありません。現在は耕作されていません。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号15の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号15の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

それでは2月の農用地利用集積計画について説明します。資料の12ページから17ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて113,978㎡です。内訳は田が59,137㎡、畑が54,841㎡です。続いて18ページは所有権移転です。こちらは4件、13筆で、合計13,731㎡です。2月は合計で37件、108筆です。内訳は新規が9件、再設定が24件、所有権移転が4件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

(小川委員挙手)

小川委員どうぞ。

小川委員

利用権設定の、貸借期間の設定についてですが、10年、20年と長期

間の設定が多くありますが、長期に渡る利用期間は数年前に比べて多くなっているのでしょうか。それから、行政としてこのような長期設定を推進しているのかお聞きします。

担い手担当

利用権の設定期間について、過去からの推移を集計していないのでわかりません。市としては新規就農者や認定農業者の皆さんに農地を流動していくという事で、市の単独の流動化事業に関する補助政策として、農地流動化補助金という物があります。基本的には5年、10年以上という設定をした場合、色々な要件はありますが、基本的には借り手と貸し手に補助金を出すという事で推進して来ました。近年では期限が切れるタイミングでお知らせはしています。国でも中間管理事業を活用した補助金があります。やはり原則10年以上の貸付をするという要件はありますが。新たな就農者が安心して経営する事につながるので、国でも市でも長期貸付の推進をしています。

小川委員

最近の傾向は新規就農やUターンやJAファームや、大規模な稲作農家など、借地で経営規模を拡大していく方が多いのですが、長期で安定した契約を結ぶという事が経営上、大前提になると思います。国や市でもそのための政策があるという事なので、周知徹底して頂きたいと思います。なぜこのような質問をしたかと言いますと、私も農地を借りて耕作していて、設定期間終了より前に農地を返してほしいというトラブルを聞きます。そのような事を防ぐ為にも、制度的に長期間借りられる制度を作っていただきたいと強く思います。また、委員の皆さんにもこのようなトラブルの際の知恵をお貸しいただければと思います。

議長

安心して営農をしたいという事ですが、相手がいる事なので、間に入る農業委員さんは前向きに検討していただければと思います。ほかにございますか。

ないようなので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして、第6回農業経営改善計画認定審査会議案について、事務局より説明をお願いします。〇〇委員が当事者ですので、退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

担い手担当

今月は3件あります。

まず1件目は、〇〇さんで、計画の更新です。施設と露地でブドウを栽培しています。経営改善の方向の概要は、巨峰からシャインマスカットなどの新品種に更新を進めるという事と、トンネルメッシュの設置化を進めるという事で、収益を上げていきたいという事です。今は無核の巨峰を栽培していますが、栽培を止め、ナガノパープルについても、作付面積と生産量を減らす予定です。その分シャインマスカットを増やす予定です。機械関係は同じです。農用地の利用の条件については、現状全て利用権設定での借地ですが、目標は存続期間を長くしたうえで、安心して借り続けられる条件を整えるという事です。作目・部門別合理化の方向については、ハウスブドウを現状の旧品種から新品種に更新するという目標です。露地ブドウに関しては一部圃場で施設化して、災害に強くしたいという事です。目標を達成するためにとるべき措置については、ICT導入で生産方式の合理化を図り、GAP認証の取得をして経営管理の合理化を図ります。環境にやさしい農業への取り組みについては、エコファーマー・特別栽培認証の取得をします。地域農業の振興に対する取り組みについては、地元産堆肥を使用します。労働力については、ご本人と奥様と、忙しい時に数人の雇用をするという事です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員からご意見等を伺います。荻原委員をお願いします。

荻原委員

〇〇さんは〇〇年ほど前に〇〇から新規就農で、東御市へ移住されました。ブドウ栽培を大変積極的にされています。ハウスが〇〇アール、露地が〇〇アールで、合計〇〇アールです。〇〇地区でもかなり大規模に栽培されています。新規就農者の中でも指導的な立場を担いつつ、大変積極的に農業をなさっている方です。先ほどご自分でも心配されていましたが、全て借地で営農されているという事で、長期安定した経営をして行くには、制度的にも助けていただければとおっしゃっておりました。非常に優秀な方で、奥さんとふたりで一生懸命頑張っていますので、是非とも今後も頑張ってくださいと思います。

議長

ありがとうございました。ご意見、ご助言などございましたら出してください。

心配事もあるようですがクリアしていただき、東御市のために20年、30年と頑張ってくださいと思います。〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

それでは事務局より次の方の説明をお願いします。

担い手担当

2件目は〇〇の〇〇さんで、計画の更新です。息子さんと一緒に稲作と路地物の桃の栽培をしています。経営改善の方向の概要については、稲作と桃栽培を増やし、機械の更新を図り、作業の軽減を図り、効率の良い生産を行ない、年間労働時間を軽減し、年間所得を増やしたいという事です。稲作については、所有地を増やす目標です。桃とスモモとプルーンについては、木がまだ若いという事もあり、これから生産量は増えていくと見込んでいます。作業受託もしていますが、耕起や代かきの面積を増やす事を目標にしています。機械の関係は、田植え機とコンバインを更新したいという目標です。作目・部門別合理化の方向については、稲作は機械の老朽化と作業面積を考え更新して、効率の良い生産を実施したいという事です。果樹については、新種に切り替えて生産を目指していますが、それが成木になり、出荷量の増産を目指します。環境にやさしい農業への取組みについては、使用農薬を記帳し、安心安全の生産を目指します。以上です。

議長

それでは担当委員の片委員に補足説明をお願いします。

片委員

今回の更新に当たり、〇〇さんご本人にお会いして話を伺って来ました。お会いして第一声が、機械が老朽化して買い換えなければいけないが、困っているとの事でした。耕作は奥さんと息子さんの3人でやっています。目標とする営農は稲作と果樹です。桃を〇〇アールほどと、プラムとプルーンです。経営改善の方向として、今後は稲作と新種の桃に切り替えるという事です。農業経営規模の拡大に関する目標としては、稲作が現在〇〇アール、桃が〇〇アール、プラムが〇〇アール、プルーンが〇〇アールですが、稲作を〇〇アールに広げたいという事と、桃は新品種にする事で、増産が見込まれるという事でした。プルーンとプラムは今までどおりで、合計〇〇アールにする目標です。労働力はご本人と奥さんと息子さんですが、忙しい時に〇〇名、年間〇〇日ほど雇う予定です。申請人の経営改善の方法に、一生懸命やろうという姿勢が見られたので、問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。親子経営で広範囲に栽培されているようです。何かご意見、ご助言がありましたら出してください。後継者も居て安心ですね。単一の作物は投資する農機具を有効活用できますが、色々な作物を栽培していると、作物ごとに農機具を揃えなくてはならないので、大変だと思います。特にないようなので、後継者に頑張ってください、農業を盛んにしていただきたいと思います。

続きまして、〇〇の案件についてお願いします。

担い手担当

新規の計画で、農事組合法人〇〇です。代表理事は〇〇さんです。設立は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。目標とする営農類型は、農業法人による新たな地鶏産業経営です。経営改善の方向の概要は、県下初の地鶏育成と食鳥処理出荷を同一農場内で取り組む。定時定量出荷で、新鮮で良質な肉を安定出荷する。新たな生産販売方法に取り組み、販路の拡大による安定的で持続可能な農業経営を確立する。農業開始予定年月日は平成〇〇年〇〇月〇〇日です。信州黄金シャモを年間〇〇羽飼育して、常時〇〇羽の飼育になります。食鳥処理加工事業として処理加工が今年の〇〇月頃から行なうという事です。自社農場からの出荷と合わせて、受託加工も請け負う予定です。目標を達成するためにとるべき措置として、流通・販売先の確保については、県内育成農家や飲食店への出荷と、〇〇等への出荷は確約されているとの事です。加工して冷凍又は冷蔵出荷で供給します。環境にやさしい農業への取り組みは、加工施設での殺菌は一部で、酸性電解水処理により、食品殺菌、調理器具の洗浄除菌消臭処理をするため、放流河川への影響が小さいという事です。地域農業の振興に対する取り組みについては、地域農業者から飼料原料の調達をし、発生する鶏糞の地域農業者への提供をするという事です。当面の労働力従事者は3名で、目標は常時雇用者も増やすという事です。以上です。

議長

ありがとうございました。新しく出来た農業組合法人です。それでは担当の清水委員に説明をお願いします。

清水委員

私も農業組合法人についてわからない事が多いので、色々お聞きしました。〇〇はブロイラーの育成・処理・販売という事で、第6次産業化の推進事業の中の、農業づくり交付金を利用しています。信州黄金シャモは長野県農業試験場が生み出した鶏で、県の畜産試験場で30日ほど育てた物を〇〇に持って来て、100日程度肥料を与えて大きくし、加工処理した後、学校給食等の販売先へ出荷するという形態をとる予定です。処理については現在処理施設を造っていますが、完全自動化は資金がかかるので、手作業での処理になります。1日〇〇羽程度の加工処理が出来るとの事です。臭いについては、普通の養鶏場の3分の1程度の臭いだそうです。また、加工処理をした時の排水処理は、合併浄化槽へ流し、鶏糞は室内で発行させた後に、近隣の農家へ提供する予定です。昨年〇〇月に地元への同意を得て、事業を進めているとの事です。以上です。

議長

ありがとうございました。各委員からアドバイスや質問などありましたら、出してください。

(渡邊幹夫委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員 地域農業者から飼料原料の調達とありますが、県からの指定があるのですか。

担い手担当 飼料については決められているそうです。玄米と聞いています。配合の割合は決められているようです。資金があまりありませんが、その中で決められている信州黄金シャモの規格からはずれる事はないという事です。

議長 ほかに何かありませんか。
私からお聞きします。目標販売が〇〇羽で、飲食店へ〇〇羽と学校給食等へ〇〇羽で合計〇〇羽ですね。残りの〇〇羽は新しく販路を開拓して、ほかの流通に乗せるのですか。

担い手担当 販路については問い合わせ等もあるようです。行く行くは近場のスーパーなどで販売できればという希望を持っていらっしゃいます。

議長 経営の損益を〇〇羽で計算されていれば〇〇羽はプラスになって来ると思いますが、最初から〇〇羽で計算して経営を考えていると、販路もしっかり考えないと大変だと思います。その辺しっかりと考えているという事なので、よろしくをお願いします。

ほかに何かございますか。委員会としては、新しい取り組みを是非成功させていただき、信州黄金シャモを東御市の物にさせていただきたいと思えます。

それでは、以上を持ちまして議事を終了しますが、全体でご質問があれば出してください。

ないようなので、議事を終了します。慎重審議、ありがとうございました。

議事録署名人_____